

2012年2月16日（木）
15：00 ～ 16：00
於：衆議院第2議員会館 民主党A会議室

民主党 経済連携PT総会（第26回）次第

1. 座長・座長代理 挨拶
2. 米国のパブリックコメントについて
3. 米国との事前協議の状況について
4. その他

以上

NAFTA(1994年発効)における投資仲裁

平成24年 2月16日
外務省・経済産業省

被提訴国	件数(※) (投資家の国籍) (以下、同じ)	内訳				
		投資家勝訴	投資家敗訴	和解	仲裁不成立・ 取下げ等	係属中
米国	15件 (カナダ14件、 メキシコ1件)	0件	7件 (全てカナダ)	0件	5件 (全てカナダ)	3件 (カナダ2件、 メキシコ1件)
カナダ	16件 (全て米国)	2件 (全て米国)	5件 (全て米国)	4件 (全て米国)	3件 (全て米国)	2件 (全て米国)
メキシコ	15件 (米国14件、 カナダ1件)	5件 (全て米国)	7件 (米国6件、 カナダ1件)	0件	3件 (全て米国)	0件

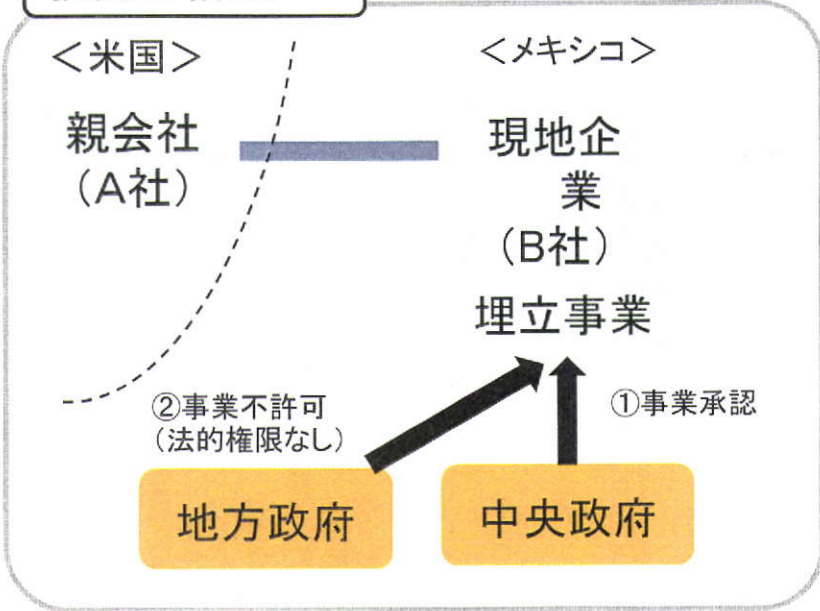
※件数はUNCTADの投資仲裁データベース「DATABASE OF TREATY-BASED INVESTOR-STATE DISPUTE SETTLEMENT CASES」に基づく。内訳については、同データベースに加え、各国政府のホームページを参照。

よくあげられる仲裁判例①

(Metalclad 対 メキシコ、2000年 8月30日仲裁判断)

- 米国企業 vs. メキシコ政府 (仲裁機関:投資紛争解決国際センター(ICSID))
- 廃棄物の埋立事業

投資の構造



事件の発端

- 米国企業(A社)は、メキシコ中央政府から廃棄物の埋立事業の許可を受けていた現地企業(B社)を買収した。
- 地方政府は、建設地の住民が建設反対運動を始めると、施設の建設停止を命じた。連邦政府は、同社に対して、連邦政府の許可のみが必要であり地方政府は許可を拒否できない旨説明していた。
- 連邦政府及び地元の大学が行った環境評価では、適切な技術をもって施設が建設されれば、同地は有害廃棄物の埋立に適しているとの結論を得ていたが、地方政府は、施設建設地を含む地域を自然保護地域に指定して、操業を禁じた。

仲裁廷の判断

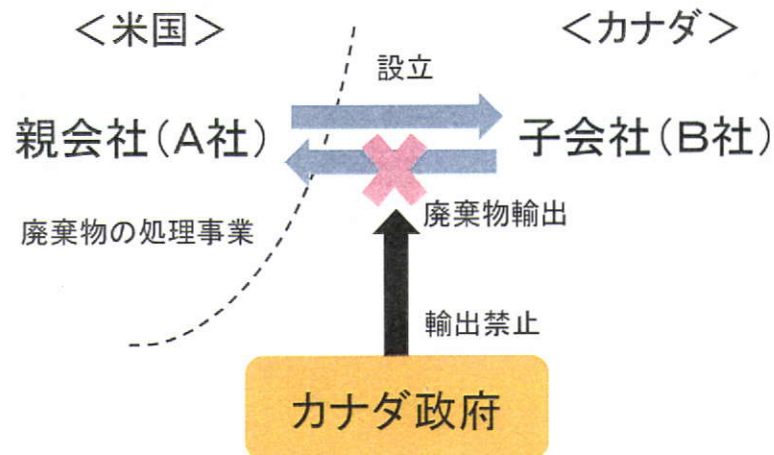
仲裁廷は、①メキシコ政府が地方政府の行為を許容したことにより、廃棄物処理場を操業するA社の権利の否定に同意したといえること、②有害産業廃棄物を許可する排他的権限は連邦政府にあったのであり、地方政府の行為は権限から逸脱していたこと等を指摘した上で、収用禁止の違反等にあたりと判断し、損害賠償として約1669万ドルの支払いを命じた。

よくあげられる仲裁判例②

(S.D. Myers Inc. 対 カナダ、2002年 12月30日仲裁判断)

- 米国企業 vs. カナダ政府 (仲裁規則: 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の規則)
- 廃棄物の処理事業

投資の構造



事件の発端

- 米国企業(A社)は、カナダに子会社を設立して、カナダで取得した廃棄物を米国で処理する事業を進めていた。しかし、カナダ政府の輸出禁止措置により、事業を継続できなくなった。
- カナダ政府は、自国内で廃棄物を処理することは認めていた。ただし、カナダ国内には関連事業を営むカナダ企業は1社しか存在せず、同社はA社の米国工場(オハイオ州)より顧客から遠くに立地(アルバータ州)しているためコストが高く、また、A社のような豊富な事業経験や顧客からの信頼を有していなかった。

仲裁廷の判断

仲裁廷は、カナダが高い水準の環境保護を確立する権利を有していることを認めたものの、輸出禁止は環境政策に根拠を置く措置でなく、カナダ国民を他国民より有利に扱う保護主義を意図したものと認定した。その上で、内国民待遇等の違反を認定し、損害賠償として約386万ドル+利子の支払いをカナダ政府に命じた。

※なお、カナダ政府は、本判断を不服として、カナダ連邦裁判所に判断取消しを求めたが、同裁判所は、仲裁廷の判断が合理的だったこと等を指摘し、連邦政府の請求を却下した。

TPP 協定(日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要:主要団体の意見詳細)

平成 24 年 2 月

1. 米国政府意見募集の結果

- (1) 1月13日の締切りまでに113件、その後2月6日付で2件追加され、合計115件の意見が提出された。
- (2) 115件の意見の内訳は以下のとおり。
肯定的:99件(86.1%)、否定的:8件(6.9%)、態度不明:8件(6.9%)

2. 我が国の関心表明に対する主たる意見のポイント

- (1) 肯定的な意見(別添1)
我が国の関心表明に対する肯定的な意見全99件のうち、加盟企業数、組織基盤、資金力等の観点から主たる団体・企業の意見29件を抽出したものの。
- (2) 否定的な意見(別添2)
我が国の関心表明に対する否定的な意見全8件を掲載。
- (3) 態度不明の意見(別添3)
我が国の関心表明に対する態度不明の意見全8件のうち、(1)と同様に主たる団体・企業の意見1件を抽出したものの。

注1:本資料は、主要団体の意見の詳細をまとめたものであり、米国政府の立場をまとめたものではありません。

注2:本資料は、外務省において原文をもとに主要点を取りまとめたもので、意見提出者の確認を得たものではありません。

各提出意見の原文については、下記の米国政府官報告示ホームページをご参照下さい。

(<http://www.regulations.gov/#!docketDetail;rpp=100;so=DESC;sb=postedDate;po=0;D=USTR-2011-0018>)

我が国の関心表明に対する肯定的な意見(主たる意見のポイント)

	団体名・概要 (注:日本語の団体名については定訳ではありません。)	立場の理由	一般的指摘・要望等	個別具体的指摘・要望等
		(注:立場の理由、一般的要望、個別具体的要望の分類は外務省にて便宜的に行ったものです。)		
1	AdvaMed 米国先進医療技術工業会	・米国の医療機器製造業者にとって最大の輸出市場である日本の交渉参加は重要。	・合意済みの事項についてリオープンしないことが重要。	・TPP 協定は公衆衛生と患者のアクセスを増進するため安全、有効、かつ高品質の医療機器への完全なアクセスを確保する規定を含むべき。 ・日本に対し、全ての TPP 参加国の医療機器に関する規制や償還制度について Advamed が USTR に提示してきた提案への支持を求める。 ・USTR に対し、日本独自の具体的事項に対応することを求める。
2	American Council of Life Insurers 米国生命保険協会	・TPP は、公平な競争、消費者保護、消費者への多様な商品の提供、効率的かつ歪曲のない市場を確保するため日本と協力する機会。	—	・TPP の文脈における米国の日本関連主要目的は、かんぼ生命又は共済に法制上又は規制上の特権が与えられることの無い対等な競争条件を日本の保険市場において確立することであるべき。このため、米国政府に対し、TPP に係るプロセスを通じ、次の事項について日本政府との合意を追求することを要請する。 —かんぼ生命と共済に関する競争歪曲的な政策、法令及び慣行を除去し、又は修正すること —かんぼ生命と米国保険事業者との間で対等な競争条件が確立されるまでは、新規商品等がかんぼ生命から提供されないことを確保すること

				<ul style="list-style-type: none"> －外国保険事業者の日本市場アクセスに影響を与え得る全ての措置について、影響を被るTPP協定交渉国との事前協議を行うこと －郵便保険事業の規制及び改革並びに共済の運営に関し、完全な透明性を確保するための措置を実施すること ・米国政府に対し、かんぽ生命を民営化すべきか否かについては立場を取らないことを勧告する。 ・TPPに係るプロセスを通じ、日本郵政改革のプロセスにおける透明性に関するこれまでの米国の勧告及び日本のコミットメントを拘束力のある義務とすべき。
3	American Meat Institute 米国食肉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は米国にとって最大の豚肉輸入相手国かつ第三位の牛肉輸入相手国であることから、日本のTPP交渉参加は米国の食肉輸出業者にとって大きな機会となる。 	－	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、他のTPP交渉参加国が既に合意したものと同一包括的な農業市場アクセスに合意すべき。 ・日本が食品安全に関して科学的根拠に基づく国際的基準を遵守することが不可欠。
4	American Soybean Association 米国大豆協会	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP協定において、畜産物の関税を撤廃すれば、畜産物の輸出拡大を通じて、米国大豆生産者及び畜産業界双方に利益をもたらす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本がTPP参加の最終的な判断をする前に、日本がTPP交渉で既に合意されている事項を受け入れる必要あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の大豆は無税、大豆油は13.2円/kgと比較的低いが、日本は、米国の畜産物の関税が高い。
5	Boeing ボーイング社	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP交渉プロセスに日本を関与させることは、この地域における幅広い自由化と一層効率的な貿易制度につながる。 ・約70の日本企業が航空機部品等を供給している。さらに、日本はボーイングの商業用航空機の最大の市場であり続けている。 	－	<ul style="list-style-type: none"> ・米国が交渉するFTA(TPPを含む)においては、可能な限り同一の手法及び規則を採用すること等による一貫性のある原産地規則、審査等における一貫したかつ明確な用語、通関手数料の免除等を実現すべき。

6	Cargill カーギル社	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の TPP 参加は、新たな参入機会をもたらすとともに、長年にわたる非関税障壁及び国境内の問題に対処する機会となるため、米国の食品・農業分野にとって TPP をより経済的に重要な協定となし得る。 ・TPP は両国の農業産業にとってウィン・ウインのものであり、多くの相乗効果がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の TPP 交渉参加国により定められた野心的な交渉目標にコミットすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日米両国の政府間の協議において、次の原則に考慮を払うことを要請。 －TPP は、全ての参加国の全ての製品と分野が含まれた包括的な協定でなければならない。日米双方は長年の関税障壁に対処する必要がある。 －長年の貿易・投資障壁に、新たな解決策を提供しなければならない (SPS 協定に沿った科学的な規制枠組みの構築等)。 －適切な範囲の環太平洋諸国が参加すること。
7	Caterpillar キャタピラー	<ul style="list-style-type: none"> ・日、カナダ、メキシコ等の大きな市場が TPP に含まれることにより、例えば原産地規則の改善等を通じ、同社の競争力は向上することになる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP の最終合意テキストにおいては、原産地規則の改善、政府調達市場へのアクセスの確保及び再製品への制限の撤廃が盛り込まれるべき。
8	Chevron シェブロン	<ul style="list-style-type: none"> ・Chevron が供給するエネルギー資源にとって、日本は重要な市場。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・(TPP 一般に関し) 強力な投資保護が確保されることが必要。 ・最低限、2004 年米国モデル投資協定 (BIT) に含まれる投資保護に係る規定が必要。
9	Coalition of Service Industries 全米サービス産業連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・日本、カナダ、メキシコの交渉参加は、米国のサービス業界にとって死活的に重要な3市場へのアクセスを改善し、また、全アジア太平洋地域を包含する FTA の基礎としての TPP を一層強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> TPP 交渉への日本、カナダ、メキシコの追加は、以下に対する各国の意欲が条件。 ・TPP 協定において構築されつつある高い水準を受け入れること。 ・交渉が遅延されないことを確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> －競争政策に関し、特に建設分野及び流通分野において、一層強力な行動が必要。また、多くの米国企業は、調査段階において弁護士を依頼する権利の拒否、調査において提供する情報の秘密保持の保証又は措置を採る前における公取委が有する証拠へのアクセスの欠如等、公取委が行う不公正な取引方法の違反被疑事件の調査活動における適正手続保障の不足を懸念している。また、現時点では、公取委による命令の発出前に事実関係に関する聴聞の機会を与える規定がない。これら

の問題のうちいくつかは独占禁止法改正法案との関連で議論されているが、現在のところ法改正の目途は立っていない。これらについて TPP に係るプロセスで議論すべき。

－政府調達に関し、談合等、米国内企業の公共事業参加を制限する慣行に対応すべく、日本は、政府機関による建設サービスの調達のための共通の基準額の認定、全ての資格要件の開示を確保するより効率的な制度の開発、合併企業の取扱いに関する問題への取組、鉄道調達に関する安全注釈の撤廃又は限定適用を実施すべき。

－規制の透明性に関し、TPP に係る協議において、USTR は日本政府に対し、パブリック・コメント手続の改善、実質的な影響を与える規制等が取り扱われる審議会への参加等を通じた利害関係者の法律形成初期段階における参画機会の拡大及び規制施行前の合理的期間の確保を要請すべき。

－保険分野に関し、米国は、かんぽ生命及び共済に対する優遇措置のない対等な競争条件を日本の生命保険市場に構築することにつながる協定を追求すべき。かんぽ生命は、TPP の国有企業関連規律の完全な対象となるべき。また、競争中立性が実現するまでは、日本政府は、以下にコミットすべき。

→かんぽ生命が新規商品等を販売しないこと
→外国保険事業者の日本市場へのアクセスに影響を与え得る措置について、TPP 交渉参加国との事前協議を行うこと

→かんぽ生命の改革及び共済に関し、完全な

				<p>透明性を確保するための措置を採用すること →日本郵政及び関連企業並びに共済に対して保険業法を全面的に適用すること →かんぽ生命が2007年以前の保証付き商品から生じた利益を利用せず、また、その顧客リストに排他的にアクセスしないこと →かんぽ生命が郵便局ネットワークとの間で独立事業者間の関係を保持すること →急送便サービスに関し、日本郵政の国際スピード郵便(EMS)は、民間の競合者と同様の規制枠組みの対象となるべき。商業的に有意かつ高い水準の21世紀型協定であるTPPに参加する意志を示すため、日本は、日本郵政への差別的な優遇措置に対処することを要求されるべき(具体的に、会計上透明性、国境における優遇措置の撤廃等に言及。)</p>
10	Coca Cola コカ・コーラ社	・原則の問題として、貿易自由化を支持。	・交渉妥結に向けた日程が妥協されないこと。	・環境物品に関する関税撤廃というTPPの目標は特に心強い。
11	Emergency Committee for American Trade 米国貿易緊急委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の参加によりTPP全体の市場規模が拡大。 ・日本のTPP交渉への参加は、日本の貿易障壁を除去する機会をもたらし、米国の対日輸出・投資を拡大させる。 ・日本及びその他のTPP参加国との同盟関係を強化する重要な機会である。 	・他のTPP交渉参加国と同様、日本が包括的な協定に合意することが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点での交渉段階にせよ合意達成後にせよ、日本のTPP参加には以下に係るコミットメント次第。 →農業、製造業(自動車、医薬品)、サービス業(急送便、保険、電気通信)の全分野に関し、除外がなく、包括的であって商業的に有意な市場アクセス →知的財産権(著作権の保護期間、違法ダウンロードの刑事罰化、著作権等侵害罪の非親告罪化)、投資、貿易の技術上の障壁、衛生・植物検疫措置等におけるTPP全ての交渉分野にわたる規律の採用 →サプライ・チェーン、国有企業、環境物品・サ

				<p>ービス(EGS)、規制の一貫性等の新たな野心的な規律への合意</p>
12	Express Association of America 米国速達協会	<p>・米国の重要な貿易相手国である日本を TPP に加えることは、全面的かつ肯定的なインパクトを持つであろう。</p>	<p>・日本が高い水準の包括的協定に合意すること。</p>	<p>・独占的な郵便サービス提供者に関連する競争促進的政策に対する日本の支持を確保することが重要。</p> <p>・日本郵政の国際スピード郵便(EMS)は民間の急送便サービスと同じ態様で規制されるべき。</p> <p>・EMS の価格には、全てのコストを反映すべきであり、TPP には、日本郵政が独占分野から得られた利益又は資産によって競争的なサービスを補助しないことを確保する規定が置かれるべき。</p> <p>・日本は、高い水準の21世紀型協定である TPP に参加するとの誠実な意志を示すため、日本郵政に対する差別的な優遇に対処することを要求されるべき。</p> <p>・日本郵政が享受する差別的待遇は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ー20万円以下のEMSは税関で自ら関税等を計算し、申告する必要がない ーEMSは最初の入国地点において検疫手続を取ることを免れている ーEMSは貨物事前情報の税関への提供を免れている ーEMSを運ぶ日本郵政の車両は、実態上、駐車規制の執行を免れている
13	GE ゼネラル・エレクトリック	<p>・日本の TPP 参加は、日本及び他の TPP 参加国の経済成長に大きく貢献し、また、米国企業にとって日本市場の更なる発展、透明性及</p>	<p>・(日本の TPP 参加は、)高い水準の21世紀型協定という TPP のビジョンと一致した条件の下でなされるこ</p>	<p>日本の TPP への参加を巡る議論は、日本の市場の改革に関して、以下のような機会を提供し得る。</p> <p>・エネルギー・環境分野</p>

		びアクセスにつながる。	とが必要。	<ul style="list-style-type: none"> －発電に関する国際技術基準との調和。 －環境物品・サービスに関する関税・非関税障壁の撤廃。 －風力発電事業の送電網への接続を決定するプロセスの明確化。 －規制が再生可能エネルギーへの不適切な障壁にならないことの確保。 ・政府調達・国有企業 －入札・落札における透明性の向上。 －政府調達のプロセスに関し、産業界との対話及び市場調査の導入。 －国有企業から融資を受けるに際しての対等な競争性の確保。 ・医療 －新たな機器や革新的な技術の承認の日本側内部のプロセスが引き続き開かれた公平かつ透明性のあるものであって、デバイス・ラグの解消に資するものであることの確保。 ・金融 －担保付貸付に係る規制枠組みの改善及び予見可能性の向上。 －不動産金融を規律する免許体制その他関連法令における柔軟性の向上。 ・労働市場における柔軟性の向上、公正取引委員会の役割の拡大。
14	Grocery Manufacturers Association 食料雑貨製造業協会	・日本はメンバー各社の重要な輸出市場であり、日本の TPP 参加は、TPP の価値を大きく向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・達成済みの合意に悪影響を及ぼすべきではない。 ・交渉を大きく遅らせるべきではない。 ・交渉目的の変更につながってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP の内容に関して以下を重視。 －SPS に係る合意における科学的根拠に基づく新たなテキスト －地理的表示(GI)の使用を明確化し、定義する新たな文言 －規制の透明性を向上させる SPS 及び TBT

			<ul style="list-style-type: none"> ・新規の特別な交渉分野の提起につながってはならない。 	<p>に係る新たな文言</p> <ul style="list-style-type: none"> －規制の一貫性に関する新たな合意 ・TPP に向けた二国間協議の一部として、米側が提示している食品添加物に係る合理的期間内での指定に向けた迅速なレビューに対する合意を追求すべき。
15	Information Technology Industry Council 情報技術産業協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP 参加国の拡大は、米国のハイテク産業及びその従業員に利益となる。 ・アジア太平洋地域の地域経済統合という長期的目標を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな交渉参加国は、既になされた高いレベルの合意及び 21 世紀の貿易・投資ルール of 追求が支持されるような態様で TPP 交渉に取り込まれるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての TPP 交渉参加国は交渉において以下の事項を取り上げるべき。 規制の透明性、認証評価、知的財産権、情報の自由な流通、サービス、暗号化製品、情報通信分野の市場アクセス改善
16	Motion Picture Association of America 米国映画協会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本市場は米国の映画関連産業の全般にわたり大きな輸出機会を提供している。 ・日本の TPP 参加は TPP の経済的重要性を大きく強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな参加国を迎え入れるために、TPP の高い水準が弱められるべきではない。 	<p>日本の参加に関するとりあえずの評価は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本においては排他的な視聴率調査業者が市場から競合者を追い出し、公に比較可能なデータ無しにデータを提供している。TPP における競争章はこのような市場歪曲的慣行への対処への助けとなりうる。 ・著作権保護期間に係る世界標準の発達に従うべき ・日本政府は、違法コピー防止に向けた取組を強化すべき。 ・著作権において、技術的保護手段の許諾無き回避について、刑罰化の対象とすべき。 ・著作権等侵害に対する非親告罪化が重要。 ・著作権及び商標権侵害に対する法定損害賠償を導入すべき。
17	National Association of Manufacturers 全米製造業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・参入障壁に係る長年の懸案を解決する機会となる。 	<p>TPP 交渉への新たな国の追加に際し、米国政府は以下の原則に従うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(貿易・投資問題一般における)製造業の懸案事項として、以下を再度強調する。 －TPP では、可能な限り多くの非関税障壁を

			<ul style="list-style-type: none"> ・事前の除外のない包括的協定にコミットすべきである。 ・合意済みのテキストを受け入れ、リオープンすべきでない。 ・新たな国の追加を迎えるために、交渉が遅延されたり、又は休止されるべきではない。 ・新たな交渉参加国は、全ての貿易・投資障壁をテーブルに載せる意欲を持つべき。 	<p>撤廃し、及び新たな非関税障壁が生じることを防止すべき(特に、技術基準の設定は TBT 協定と調和すべき。)</p> <ul style="list-style-type: none"> －TPP は、全ての TPP 参加国(日豪を含む)との間の投資家対国家の紛争解決を含め、投資保護に関して高い水準を確保すべき。 －(バイヤプルリの通商協定で対応できる課題ではないが、)為替は市場によって決定されるべきであり、各国政府は市場に対抗するための介入や誤ったレート維持を行うべきではないことが意識されるべき。
18	<p>National Milk Producers 全国生乳生産者協議会 Federation、U.S. Dairy Export Council 米国乳製品輸出連盟</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を追加することは TPP 交渉の商業上の意義を劇的に増大させ、米国の乳製品その他幅広い農産品に新たな市場アクセスの機会をもたらす。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日本が TPP 交渉に参加する場合には、現在の乳製品の輸入制度よりも大幅に簡潔な制度の下での拡大された日本市場アクセスの確立が高い優先事項。 ・米国は、TPP 交渉を日本と進める一方で、食品添加物指定制度及び輸入証明に係る非関税障壁について、取り組むべき。ただし、いくつかの非関税障壁の存在を TPP に日本を追加するという絶好の機会を逃す理由としてはならないことが留意されるべき。 ・全ての TPP 参加国に関連する事項として、USTR は、検疫措置及び地理的表示(GI)に関し適切な規律の実現に向けて交渉すべき。
19	<p>National Pork Producers Council 全米豚肉生産者協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出額ベースで米国にとって最大の豚肉輸出相手国である日本を交渉に追加参加させることは、TPP の意義を強化し、TPP を一層 	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP が高い水準の包括的協定であるべきことを認識し、これを受け入れる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本において豚肉に係る差額関税制度により、日本市場で価格競争力があるはずの低・中価格の豚肉に高い関税が課されている。

		網羅的なものとする。		
20	Pharma 米国研究製薬工業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済の規模を踏まえれば、TPPの対象となる経済が大きく拡大する。 ・生物製剤に関する規制、知的財産権保護、透明性等の分野における日本の水準の高さは、TPP交渉における米国の目標の達成にとって有益。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日本がTPP協定の交渉国となる場合には、薬価算定ルール改革、償還に関する事項、医薬品規制改革や予防的医療やワクチン等、現在日米経済調和対話(EHI)において議論されている課題が引き続き二国間の議論及び協議の対象とされるべきである。
21	Retail Industry Leaders Association 小売産業リーダー協会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本、カナダ、メキシコのTPPへの参加は、経済的に意味のある市場アクセス機会をもたらす得るだけの参加国と対象範囲を有する高水準で21世紀型の貿易協定を達成する、との目標の達成に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本、カナダ、メキシコは、全ての分野の貿易・投資を促進する高い水準の協定という目標を支持し、これにコミットする用意ができていなければならない。 ・新規参加国は、交渉妥結に向けたモメンタムを損なわない方法で参加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本との新たな貿易協定は、食料品に対する高い関税、小売業者間の価格差を生む非効率的かつ談合的な流通ネットワークの改善等、日本における小売事業展開を妨げる貿易上・競争上の障壁に取り組む機会ともなる。
22	U.S. Chamber of Commerce 全米商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・日本、メキシコ、カナダを含む重要なエコノミーの関心表明を受け、TPPは、アジア太平洋地域における貿易の新たな基準を樹立する潜在力を有している。 ・農業、サービス等、主要な分野の開放から、米国の消費者、労働者、農家及びあらゆる企業は大きな利益を享受する。 ・日本を追加することにより、アジア太平洋地域の地域経済統合のための一義的手段としてのTPPは更に強化される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな国の参加がモメンタムを遅らせないことが不可欠。 ・新たなTPP交渉参加国は、既に交渉に参加している国が合意しているものと同様の水準の野心と基準にコミットする用意を示すべき。 ・新たな交渉参加国の政府に対し、TPPが定める高い水準を満たすことを可能にするために必要な改革を進 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税に関し、米国は、特定の製品の除外を自らが求めたり、それを他国に許すべきではない。また、非関税障壁に関し、日本は、以下のような取り組みを積極的に進めるべき。 — 工業・サービス分野全般において規制を改革し、及び規制の透明性を向上させること — 技術規格・工業標準・製品安全基準を国際的な標準及び良き慣行に一致させること — 農業及び食品安全に関し、科学的根拠に基づく国際的に認められた基準及び良き慣行に従うこと ・投資に関し、日本は、TPP協定において、透明性及び説明責任に係る原則に完全にコミット

	<p>・日本は、投資保護、知的財産権保護の執行の強化等、TPP の枠内における共通政策目標を推進する上で米国の重要な同盟国たり得る。</p>	<p>める政治的意志の存在を示すよう要請する。</p> <p>・現在及び将来の交渉参加国は、全ての財・サービス及び貿易・投資に関する国内障壁を議論のテーブルに載せるという前提の下で交渉すべき。</p>	<p>トすべき。特に、公正かつ公平な M&A 関連ルールを採用すべき。</p> <p>・競争政策に関し、談合問題への取り組み等、日本におけるビジネス環境改善のために更なる取組がなされるべき。また、競争政策の執行手続における透明性及び適正手続に関する公正取引委員会のアプローチも、TPP 協定が目指す高い水準を満たすべき。</p> <p>・かんぽ生命及びゆうちょ銀行という商業市場における日本政府の巨大な利害を管理するべく改革を遂行しなければならない。かんぽ生命及びゆうちょ銀行を改革する政治的な意志は、21 世紀水準の協定にコミットする日本政府の能力を試す試金石となる。</p> <p>・規制の一貫性に関し、日本は、法令制定過程における透明性の水準を高め、公式・非公式の諮問過程において外国の利害関係者に有意義なアクセスを与え、また、公示及び意見募集の手続を改善すべき。さらに、規制及び標準における国際的な良き慣行を一層遵守すべき。</p> <p>・貿易円滑化のための単一規制当局の指定等によるチョークポイントの撤廃にコミットすべき。</p> <p>・知的財産権に関し、以下を通じて保護を一層強化すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> －コンテンツの保護強化(違法ダウンロードの刑罰化、著作権保護期間の延長、技術的保護手段の包括的な法的保護) －知的財産権保護の執行の強化(著作権・商標権の侵害に対する法定損害賠償の導入等)
--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・政府調達に関し、外国企業のアクセスを改善するため、複数年契約等を導入し、また、可能な場合において随意契約を撤廃することを期待する。 ・金融サービスに関し、かんぽ生命及び共済が享受している不公正な競争上の優位を除去し、全ての競合者が同一のルールで競争する市場において米国企業が公正に競争できることを確保することが重要。対等な競争条件の確保のための措置が取られるまでは、かんぽ生命及び共済は新規商品等の提供を許可されるべきでない。 ・急送便サービスに関し、EMS に対する規制上の有利な待遇を終了させ、透明性を向上させ、通関時の待遇、検疫手続及び貨物事前情報の提供について対等な条件を与えるべき。 ・医療機器に関するデバイス・ラグを解消するための更なる取組が必要。 ・日本が TPP に参加するためには、農業に関する貿易制限的な政策に対して取り組まなければならない。日本はセンシティブ品目の除外に関する特別な扱いを期待することはできないし、受けるべきでもない。また、TPP 協定の下では、全ての TPP 参加国は、正しい科学並びに国際的な基準及び慣行に基づく衛生植物検疫規制の採用を要求されることを理解しなければならない。
23	U.S. Grains Council 米国穀物協会	・日本は米国にとって4番目に大きな農産物の輸出先国。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・とうもろこし輸出について、粗飼料への障壁はないが、表示規制等により混合飼料市場への参入は困難。その他、工業原料とうもろこしの関税割当、大麦の SBS 輸入等についての

				<p>改革を期待。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の TPP 参加に当たっては、全ての品目を完全に自由化すべきであり、例外は認められない。
24	<p>USA Rice Federation 米国コメ連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのコメ関連タリフライン(の自由化)を含んだ TPP 協定は、米国のコメ生産者、製粉業者及び商社にとって商業的に重要な市場アクセスの機会となる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのタリフラインを含むという意味での包括性があることを前提として、日本の TPP への追加により、TPP は同協会にとって商業的に魅力的なものとなる。TPP 交渉においていずれかのタリフラインを除外することは、米国にとっての利益を弱め、TPP の性格に疑問を付し、将来の参加国に「除外が可能」とのシグナルを送ることとなる。 ・米国産のコメは日本の一般市場で入手可能でないため、日本の消費者に対してアクセスできず、日本において市場の開発もできない。 ・残留農薬に関し、リスクに比べて高くつく検査コストは米国供給者に萎縮効果をもたらしている。科学的根拠に基づく検査方法は日本の食品安全基準を維持しつつ、不必要な検査を減少させる。また、遺伝子組換え米の混入検査に関し長粒種における偶発的な混入事案を受けて、混入事案がなく、米国内で実施している検査でも発見されることがない中短粒種に対して、検査要件が維持されているが、科学的根拠がないように思われる。
25	<p>U.S. Wheat Associates 米國小麦協会 National Association of Wheat Growers 全国小麦生産者連合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は米国産小麦の主要な輸出先。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP という高水準な貿易協定への参加を約束する前に、日本は厳しい改革への取組を決意しなければならない。 	—
26	Walmart	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を TPP に追加することは、 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての新規参加国は、全 	<ul style="list-style-type: none"> ・コメ、乳製品、魚、柑橘類、肉類等の食品に

	ウォルマート	<p>日本における同社の事業を妨げる貿易上・競争上の障壁について取り組む好機。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日、カナダ、メキシコを TPP に追加することは、同社にとって極めて重要な経済連合を作り出す。 	<p>ての産品に及ぶ幅広い自由化を伴った、包括的かつ高い水準の TPP に合意すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参加国は交渉妥結に向けたモメンタムを損なわない方法で参加すべき。 ・ただし、米国政府は、TPP 参加を希望する日本がその意欲を損なうほどに慎重な対応を取るべきではない。 	<p>対する高関税は、同社の店舗における食料品店頭価格を著しく引き上げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非効率かつ談合的な流通ネットワークが小売業者間の価格差をもたらしている。 ・米国産リンゴに対する厳格な検疫手続が店頭における保存期間を縮め、輸出を著しく阻害している等、絶えざる非関税障壁が米国の対日輸出を妨げている。
27	Western Growers 西部生産者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の参加は輸出拡大の大きな可能性となる。 		<p>USTRに以下の不公正な貿易障壁に取り組むことを要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柑橘の関税が負担(季節に応じ 10~32%)。 ・日本に輸出されるレタスの 25%が検査でくん蒸対象となっているが、多くは日本既発生の病害虫の検出を理由としたもの。 ・1業者から基準を超える残留農薬が検出されると、当該業者が 100%検査となるだけでなく、品目全体のサンプル率が上がり、不公正な費用が発生。 ・農作物を保護する化学物質の暫定基準について、日本は米国と協働し、早期に残留基準値を設定すべき。
28	Wine Institute ワイン・インスティテュート	<ul style="list-style-type: none"> ・日本はワインに対して 15%の高関税を課しているため、日本との TPP 交渉は、同業界にとって、日本と FTA を締結しているチリ産ワインや、多額の補助金を受けている EU 産のワインに対する価格競 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・米国産ワインに対する関税の撤廃。 ・米国のワインブランドに対する知的財産権の保護。 ・規制及び規制の変更に係る透明性の改善。 ・複雑かつ高コストな税関手続の改善。

		争を維持するために死活的に重要。		
29	World Wide Fund for Nature 世界自然保護基金	・日本市場の重要性や、政治・経済力を考えれば、日本の参加はTPPの範囲を拡大する可能性。	・TPPではTPP参加国における環境維持と野生生物保護の強化のための強い原則と規則を定めることが重要であり、新規参加国はこれらの義務を満たす用意がなければならない。	・TPP交渉で漁業補助金、マグロやフカヒレなどの漁業資源の乱獲、違法伐採等に対して取組むべき。

我が国の関心表明に対する否定的な意見(主たる意見のポイント)

	団体名・概要 (注:日本語の団体名については定訳ではありません。)	立場の理由 (注:立場の理由、一般的要望、個別具体的要望の分類は外務省にて便宜的に行ったものです。)	一般的指摘・要望等	個別具体的指摘・要望等
1	American Automotive Policy Council (AAPC) 全米自動車政策評議会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の自動車市場は先進国の中で最も閉鎖的であり、その改善は容易でないため、日本の交渉参加は交渉の遅延につながる。 ・日本の参加は、米国の製造業と雇用を犠牲にして、日本の輸出依存体制を温存させることになる。 ・日本との間の FTA は、日米自動車貿易の一方向的な関係を固定化するのみ。 ・TPP 交渉妥結前に日本が交渉参加すれば、TPP 協定が高い水準のものとなることが著しく遅延する。 ・日本にのみ利益をもたらす FTA は、米国の主要輸出産業たる自動車産業の足かせとなり、追加投資を妨げ、雇用創出も妨げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、TPP 交渉参加の前に、自動車市場を輸入車に開放する複数年に亘る約束を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・21 世紀の FTA たる TPP 協定には、為替操作の取り扱いに関する基準を設けるべき。 ・日本の自動車の技術基準及び認証手続は(国際標準と)完全には調和しておらず、日本に輸出される自動車に対して大幅な開発・製造コストがかかる。 ・日本の自動車関連規制及び規制の策定過程は閉ざされており、公開された時には既に制度が固まっているため、変更提案は難しく、ほとんど受け入れられない。この完全な透明性及び提案容認の欠如によって輸入自動車メーカーの間で予測不可能であるという感覚が広まっている。 ・日本において国内生産者のみが利益を受けている軽自動車規格に対する特別な待遇は廃止すべき。
2	AFL-CIO 全米労働総同盟・産業別組合会議	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉中の TPP 協定は未知の点が多いため、労働者に与える影響等について見解を示すことは困難。 ・自動車関税の撤廃は対日自動車貿易赤字を拡大させ、日本メーカーが米国内で生産するインセンティブを減少させる。不適切な形で日本が TPP 協定交渉に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・(自動車分野を例に挙げて、)日本の非関税障壁(為替操作、排他的な「系列」の取り決め等を例示)への対処が必要(具体的指摘はなし)。 ・日本は貿易協定による利益を確保する前に、自動車分野における持続的な市 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の TPP への加盟に係る意志決定には、下記の諸点に関する影響について回答が必要。 ーグローバル・サプライ・チェーン ー国有企業を国内的に規律することに向けた各国の取組 ー為替介入に対する対応 ー国内の雇用及び賃金水準

		<p>場合には、米国経済及び労働者への利益がなく、日本に一方的に利益を与えることにもなり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に適切な交渉がなされれば、TPP 協定が貿易均衡を改善し、対日輸出の増加によって(米国内に)雇用を創出する可能性があるが、その実現性は大変疑わしい。 NAFTA 等の FTA による雇用創出効果の見積もりも不正確だった。 	<p>場改革を行うべき。</p>	
3	<p>International Union, United Automotive, Aerospace & Agricultural Implement Workers of America (UAW) 全米自動車労働組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の労働者に真の利益を与え、国内生産を増加させ得る協定を作り出し、交渉する能力を米国交渉担当者が示さない限り、日本、メキシコ、カナダその他各国への参加国の拡大は時期尚早であり、懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国交渉者は、TPP によって既存の対日貿易赤字を悪化させたり、投資を促進させたり、失業を助長したり、賃金格差を拡大したりすることのないようにすべき。 ・日本との経済関係の規模に鑑み、二国間の貿易問題は TPP の枠外で取り組まれることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の不公正な為替操作や、根深い非関税障壁により、深刻な二国間自動車貿易の赤字が引き起こされている。 ・日本には自動車市場の開放に関する持続的かつ複数年にわたる実績の確立を要求すべき。
4	<p>Generic Pharmaceutical Association ジェネリック医薬品連合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の交渉参加は TPP 協定交渉妥結を遅延させ、または妨げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の医薬品市場は米に次ぐ世界2番目の規模だが、日本のジェネリック医薬品市場は未発達で、潜在性が高い。かかる機会を有効活用するためには、TPP 協定は適切な手段ではない。 ・米国とこの重要な市場との間の特別な関係に対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品企業は、市場参入に際し、承認申請の審査の深刻な遅れなど、数多くの障壁に直面。 ・米国が推進する交渉においては、ジェネリック医薬品の参入に更なる障壁となる高い水準の知的財産権保護の追求よりも、技術革新の促進とジェネリック医薬品への消費者の速やかなアクセスとのバランスを図るべき。

			するためには、日本との間の貿易交渉は TPP とは切り離して行うべき。	
5	Maine Citizen Trade Policy Commission メイン州市民通商政策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本のように大きな経済規模を有する国がTPP協定に参加することは、TPP 協定の元々の目的からの乖離及び州の主権と既存の貿易関係に対する脅威であり、また、州が意味ある形で意見を出す機会もなく、規制や調達政策にかかる州の主権を減じることになる。 ・TPP 協定の下での紛争処理手続では、州による規制の弁護を USTR が行うため、州の主権に壊滅的な打撃が与えられかねない。目に見える物品の貿易を超えて非貿易的な規制及び慣行を対象とする最近の FTA は、州固有の権限の侵害である。 	—	—
6	全国農業協同組合中央会 (JA 全中)	<ul style="list-style-type: none"> ・例外なき農産物関税の撤廃が行われれば、日本農業が壊滅的な影響を受け、日米両国の友好関係を損なう。 ・酪農や食肉の国内生産が大幅に減少すれば、米国産大豆・トウモロコシなどの飼料の日本による輸入も減少する。 ・国境地帯の農業や関連産業が打撃を被れば、これら地域に安全保障上の問題を引き起こすおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本がなすべき最大の優先課題は TPP 交渉ではなく、東日本大震災からの復旧・復興と福島で起きた原発事故の早期終息。 	—

		<ul style="list-style-type: none"> ・日本の食料輸入の増加により、世界の飢餓・栄養不足人口が大幅に増加する。 ・例外なき関税撤廃や国内規制の厳格な統一は、アジア太平洋地域の共通目標の達成に資するものではない。 		
7	Kiyomi Fukuhara 新潟県在住	<ul style="list-style-type: none"> ・日本のTPP参加に強く反対。日本のことは日本で決定したい。 	—	—
8	Makiko Tasaki, Tasaki Houmu Office 茨城県在住の日本人行政書士	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内で1,100万人ものTPP反対署名が集まっている。協定条文案も知らされずに、参加を強制されるべきではない。 	—	—

我が国の関心表明に対する態度不明な意見(主たる意見のポイント)

	団体名・概要 (注:日本語の団体名については定訳 ではありません。)	立場の理由	一般的指摘・要望等	個別具体的指摘・要望等
		(注:立場の理由、一般的要望、個別具体的要望の分類は外務省にて便宜的に行ったものです。)		
1	National Cattlemen's Beef Association 全米肉用牛生産者・牛肉協会	我が国の参加に関して態度を明 確にしていない。	・全ての TPP 参加国は、国 際的に認知された正しい科 学に基づく衛生植物検疫措 置という、最高水準を遵守 することに合意すべき。	・日本が TPP に参加するためには、日本は、 まず、牛肉輸入に関する月齢制限を緩和する ことにより、より高い水準を遵守するとの意欲 を示すべき。

以上

TPP 協定(日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要)

平成 24 年 2 月
外 務 省

1. 概観

- 締め切り日の13日までに113件、その後2月6日付で2件追加され、合計115件の意見が提出。
- 提出された意見の大部分は、日本のTPP交渉参加に肯定的。
 - ・主な理由: 日本は米国にとって主要な貿易投資相手国である、米国の輸出に大きな機会をもたらす、日米関係の強化に資する等。
 - ・主な条件: 現在の交渉スケジュールを妨げることとなってはならない、高い水準を目指すことに対するコミットが必要、合意済みの事項についてリオープンしてはならない等。
- 肯定的な意見であっても、我が国の関税・非関税障壁等への対応を求める意見が付されているものがある点につき注意が必要。
- 意見の総数 115件
(肯定的:99件(86.1%)、否定的:8件(6.9%)、態度不明:8件(6.9%))
【参考】対カナダ:121件、対メキシコ:93件。米韓FTA開始時の意見の総数:331件。

2. 分野別内訳(コメントを提出した団体による分類)

農業	34件 (29.5%)	小売り	8件 (6.9%)	日本の関心団体	2件 (1.7%)
製造業	15件 (13.0%)	NPO/NGO	5件 (4.3%)	エネルギー	2件 (1.7%)
ビジネス団体	11件 (9.5%)	医療	4件 (3.4%)	ハイテク	2件 (1.7%)
食品	11件 (9.5%)	自動車	5件 (4.3%)	労働組合	2件 (1.7%)
サービス	11件 (9.5%)	繊維・衣料品	3件 (2.6%)		

3. 肯定的意見の例

ア 全米商工会議所

TPP交渉参加に関する日本の関心表明を歓迎。全ての財・サービス及び貿易・投資に関する国内の障壁をテーブルに載せるべき。米国と同レベルの市場アクセスの確保を求める。

イ 米国食肉協会

食品安全に関する国際的で科学に基づいた基準の遵守が必要。

ウ 米国生命保険協会

TPPのプロセスを通じ、かんぼ生命及び共済との競争をゆがめる政策・法令・運用の除去又は修正、民間事業者との対等な競争条件の確立、かんぼ生命による新規又は修正された商品の販売が認可されないこと等を要望。

エ 米国速達協会

日本郵政の国際スピード郵便(EMS)を民間と同一の規制の対象とするべき。

オ 米国コメ連合会

全てのタリフラインを含むことが前提であるべき。

4. 否定的な意見の例

ア 全米自動車政策評議会

現時点で日本がTPP協定交渉に参加することには強く反対。軽自動車規格に対する特別な待遇は廃止すべき。輸入車への市場開放に向けた複数年に亘るコミットメントを示すべき。

イ 全米労働総同盟・産業別組合会議

不適切な形で日本がTPP協定に加盟する場合には、米国経済及び労働者への利益がなく、日本に一方的に利益を与えることにもなり得る。

ウ 全国農業協同組合中央会(全中)

例外なき農産品関税撤廃は日米両国の友好関係を損なう。(了)

TPP協定(カナダ及びメキシコの関心表明に対する米国政府意見募集の結果概要)

平成24年1月
外務省

1. 概観

- カナダ及びメキシコの関心表明に対しては、それぞれ合計121件及び93件の意見の提出があった。
- 両国とも、我が国同様、参加に概ね肯定的な意見が多数であり、否定的な意見は少数に留まっている。
- 否定的意見の中には、米国労働総同盟産業別組合会議(AFL-CIO)、ジェネリック医薬品協会、メイン州民通商政策委員会等、我が国を含む3カ国全てに一様に否定的意見を表明している団体が見受けられる。
- カナダ、メキシコ共に米国と国境を接する国であることから、カリフォルニア州等、西部・中西部の地方経済団体等からの意見提出も比較的多く見られる。

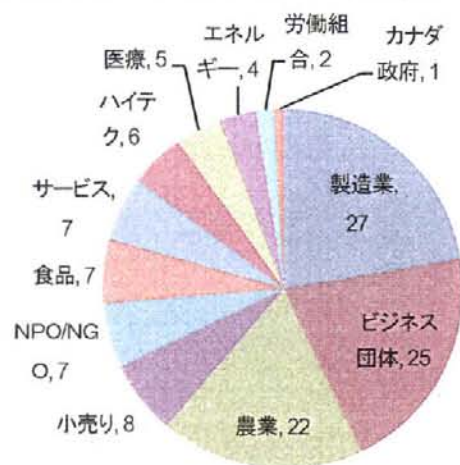
2. 各国毎コメント

(1) 全体

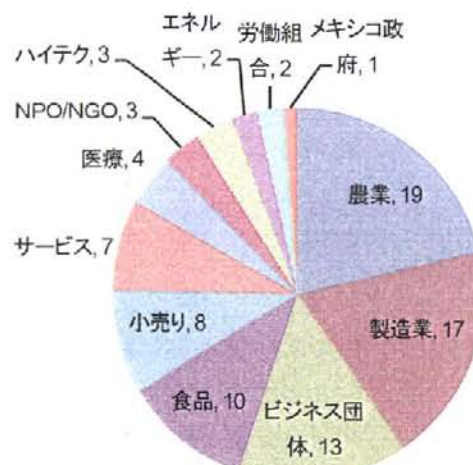
	カナダ	メキシコ	(参考)日本
意見の総数	121件	93件	113件
肯定的	103件 (85.0%)	82件 (90.0%)	98件 (86.7%)
否定的	5件 (4.1%)	5件 (5.4%)	7件 (6.2%)
態度不明	13件 (10.7%)	6件 (4.5%)	8件 (7.1%)

(注) 同じ意見が重複して掲載されている例が存在したため、意見の総数は米国政府ホームページ上と異なっている。

(2) 分野別内訳(コメントを提出した団体による分類)



カナダ



メキシコ

第25回民主党・経済連携PT総会における質問・コメント等に対する回答概要

平成24年2月
外務省

●総論①

問1 TPP, ひいては自由貿易の影の部分について説明ありたい。(自由貿易の推進によって我が国政府が訴えられたケースいかな。)

- 一般に経済連携協定交渉においては、関税撤廃による安い外国産製品の流入や、投資・サービス分野の自由化による外国資本の進出等により、不利益を被る恐れのある利害関係者から反対の声が上げられることが多く、米国、豪州、NZにおいても例外ではない。反対意見は多様であるが、例えば、農業、医療、食品安全、雇用、環境等の分野での懸念や反対がある。また、「反グローバル化」「反市場原理主義」などの理念に基づき、経済の自由化に対し一般的に反対するNGO、市民運動も存在すると承知している。
- 食品の輸入については、TPP協定交渉のような複数国間の交渉では、ある国の食品安全に関する措置の変更が他国から一方的に求められることは想定しがたく、いずれにせよ、仮に交渉に参加する場合であっても、WTO協定で認められた食品安全に関する措置を実施する権利の行使を妨げる提案を受け入れることはない。
- ISDSについては、我が国は、1978年以来、ISDSを含む24の投資関連協定(投資協定やEPA)を締結しているが、これまで我が国に対する紛争が国際仲裁に付託されたことはない。

→配布資料

「NAFTA(1994年発効)における投資仲裁」御参照

●総論②

問2 交渉からの離脱の可否についての情報収集の結果いかん。交渉からの離脱は可能か。

○TPP交渉の中で、いわゆる離脱に関する何らかの規定や合意があるとの情報はない。

○交渉に入る際には、守るべきものは守り抜き、そして、勝ち取るものは勝ち取るべく、まさに国益を最大限に実現するために全力を尽くす決意である。

●関係国との協議①

問3 関係国との協議の中で示された我が国に対する具体的要求いかん。

○現時点では、交渉参加の前提条件や交渉の中で我が国に要求するものを示した国はない。

○なお、米国からは、パブリック・コメント等が出されている意見の中から、いくつかの分野における意見をハイライトしたいとして、例示的に農業、自動車、保険・急送便、分野横断的事項の4分野について紹介があった。

●関係国との協議②

問4 我が国が交渉参加するための条件は、交渉参加国9か国が同意して決めるのか。それとも、各国がそれぞれ条件を提示できるのか。

○交渉参加に向けたプロセスとしては、複数の国から、①全交渉参加国との個別協議、②全交渉参加国による交渉参加の承認、というプロセスを経る必要があるとの情報を得ている。

○これまでの協議からは、新規交渉参加を承認するに当たっての条件として、9か国が合意したものはないと認識している。

●関係国との協議③

問5 関係国との協議の結果明らかになった、分野別の交渉状況いかん。

○TPP協定の各分野の交渉状況について得られた情報については、相手国との信頼関係等に配慮しつつ、情報提供に努めていく。現在、これまでの情報収集により得られた情報を整理して、公開すべく準備を行っている。

●米国との協議①

問6 パブリック・コメントの結果の扱い等、我が国交渉参加に関する米国内の手續の現状及び今後いかん。また、我が国として、パブリック・コメントに対してどのように対応するのか。

○7日に行った米国との協議では、パブリック・コメントの結果に関し、米側より、米国政府としては、現在、提出された意見の正当性を評価・分析をしているところであり、米国政府による精査を行い、米国政府としての懸念を特定した上で、今後日米で協力して効果的な対応を協議していきたい旨の発言があった。

→配布資料

「TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果(米国)」御参照

●米国との協議②

問7 米国との協議結果について、やりとりを詳細に示すべき。

→配布資料

「TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果(米国)」御参照

●労働

問8 米国の労働章に係る新提案の内容いかん。

○労働章については、労働者の権利及び保護に関する相互の関心事項についての協力、協調、対話を確保するためのメカニズムについて議論されていると承知。また、昨年10月の第9回会合において米国が新たな条文案を提出した旨米国政府が発表したことは承知しているが、現時点でその詳細は明らかでない。

TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果

(米国)

平成24年2月7日

内閣官房, 総務省, 外務省, 財務省

厚労省, 農水省, 経産省, 国交省

関係省庁担当者を派遣して、2月7日、米国とTPP交渉参加に向けた協議を行ったところ、その結果は以下のとおり(日本側より、八木外務省経済局長、佐々木経済産業省通商政策局長、山下農林水産省大臣官房総括審議官(国際)、矢崎内閣官房郵政改革推進室参事官、宇野財務省関税局参事官ほか)が出席。米側より、カトラー米国通商代表補、ワイゼル同代表補(TPP 首席交渉官)、ラズダ国家安全保障委員会(NSC)貿易・投資部長、クイン同アジア経済部長ほか)が出席。)

1. 我が国国内における検討状況

○日本側より、ホノルルでのAPEC首脳会議以降の我が国における取組に関し、TPP協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する体制を構築したこと及び右体制の下、国内広報・情報提供、国内連絡・調整、国別協議を行っていくこと等について説明した。

○また、2010年11月の「包括的経済連携に関する基本方針」が我が国の経済連携に関する基本的な考え方であると前置きした上で、包括的経済連携への対応について、同方針に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す旨を説明した。

○これに対し、米側より、TPP 交渉に参加すれば、すべての品目を自由化交渉の対象とする用意があるかとの質問があり、日本側より以下のとおり説明した。

仮に TPP 交渉に参加する場合には、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。ただし、すべての品目を自由化交渉の対象とした場合に、どのような自由化が求められるのか、しっかりと理解する必要があるので、情報提供願いたい。

○また、米側より、サービス貿易や労働・環境といった TPP の対象となる 21 分野に対応する用意があるかとの質問があり、日本側より以下のとおり説明した。

TPP 交渉で対象となっている関税以外のすべての分野においても、高いレベルの経済連携を目指し、そのため、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、規制、非関税措置を含む抜本的国内改革を推進する方針であるが、TPPでの対応については、どこまでの自由化が、どのような措置で求められるか、貴国を含む参加各国からしっかり情報収集する必要がある。

2. 米国国内における検討状況

○我が国の交渉参加に関する米国国内における検討状況に関し、米側より以下の説明があった。

・先般実施した米国政府による意見募集(パブリック・コメント)や、これまで関係者から提出された意見に関し、米国政府としてそれらの正当

性を評価・分析しているところである。日本の TPP 交渉参加について全体として肯定的な意見が大勢であった。しかし、現在行われている交渉を遅らせないことや TPP の高い水準を満たすことを条件にしている意見も多くある。

・また、日本が重要な市場であること、日本の参加によって TPP は更に重要かつ有意義なものとなること等の指摘があった。更に、日本の参加は知財分野等において、TPP の野心の水準を高めることに役立つとの指摘もあった。

○米側より、パブリック・コメント等に出されている意見の中から、いくつかの分野における意見をハイライトしたいとして、例示的に農業、自動車、保険・急送便、分野横断的事項の4分野について紹介があった。

○米側より、パブリック・コメント等にて示された様々な事項に関し、米国政府による精査を行い、米国政府としての懸念を特定した上で、今後日米で協力して効果的な対応を協議していきたい旨の発言があった。これに対し、日本側より、提起された事項にはこれまでも二国間で議論してきたものも多く含まれているが、今後とも議論していきたい旨発言した。

3. 我が国の関係国との協議の状況

○日本側から、TPP 交渉参加に向けた他の関係国との協議の状況に関し、以下の説明を行った。

・1月にベトナム、ブルネイ、ペルー、チリにおいて、我が国から派遣された関係省庁関係者が、それぞれの政府の TPP 交渉担当者との間で「交渉参加に向けた協議」を行った。また、TPP 交渉に関する情報収集

を行った。

・これら4か国との協議は、非常に前向きなものであり、全体として我が国の TPP 交渉参加への支持の表明があった。

・また、日本に交渉参加の条件として求めるものについては、いずれの国もそうしたものはないと述べた。

○また、「包括的で質の高い協定への約束」、「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」、「交渉の進展を遅らせないこと」が参加の条件かどうかについて、各国で内容が異なる見方が示されたこと、また、関税撤廃の扱いについて、各国ともすべてを自由化交渉の対象としてテーブルに載せなければいけないとの認識を共有していたことを説明した。

4. TPP 交渉の現状

○日本側から、国内において頻繁に提起される事項に関する質問をリストとして提出するので米側から正確、詳細な情報を得たい旨要請したところ、米側より、以下の発言があった。

・できる限り回答したい。

・公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるとの情報や、また、いわゆる単純労働者の移動を受け入れる必要があるとの情報も流れているが、米国が他の TPP 交渉参加国にそのようなことを要求していることはない。

○日本側より、TPP 交渉の見通し・スケジュールにつき照会したのに対し、米側より、ホノルルで示された首脳の指示に基づき、年内の交渉妥結を目指して取り組んでおり、これを実現するための詳細なスケジュール

も作成してある、交渉会合の合間にも原産地規則、市場アクセス、労働・環境等の分野について数多くの個別会合を行い、交渉の進展に努めている、6月のAPEC貿易担当大臣会合ではそれまでの進展を確認し、交渉の進展に努力したいと考えている旨応答があった。

○日本側より、センシティブ品目の取扱いについて関税撤廃からの除外があり得るのか質問したのに対し、米側より、TPPは包括的な協定を目指している旨回答があった。

5. 今後の取り進め方

○米側より、米国内の今後のプロセスに関し、パブリック・コメントや、利害関係者、議会との接触を通じて得られたコメントの評価・分析にはまだしばらく時間が必要であるとの説明があった。

○双方は、引き続き協議を行うことで一致し、今月21日及び22日に、ワシントンD.C.において実務者レベルでの協議を行うことを確認した。

(以上)